

令和元年6月19日

事業者各位

林材業労災防止協会福島県支部
支部長 平子 作 麿

伐木等の業務に係る特別教育（補講）の実施について

このことについて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日の施行日までに定められた補講を受講しないと、施行日以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に就けなくなります。

当支部の安全衛生規則第36条第8号の特別教育（チェーンソーに関する講習を含む）修了者に対し学科2時間、実技0.5時間の補講を実施いたしますので、該当者は期間内に受講されますようご案内いたします。

記

1. 特別教育受講対象者

林業・木材製造業労働災害防止協会が実施した労働安全衛生規則第36条8号「伐木等の業務に係る特別教育」（チェーンソーに関する講習を含む）の修了者。

他の教習機関での修了者は受講確認書を発行してもらうことにより受講可といたします。第36条8号の2のみの受講者は対象外となります。

2. 開催日時・開催場所

別紙のとおり。1日2回開催を基本とします。

午前の部 9:30～12:00

午後の部 13:00～15:30

（会場の都合により開催時間が前後する場合があります。）

※申込み、当日の欠席の連絡は 024-523-3307 林材業労災防止協会福島県支部へ。
講習会場への問い合わせ、連絡等のご遠慮ください。

3. 受講時間

2.5時間

4. 教科及び時間

	科 目	範 囲	時 間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5時間

5. 受講料等

林災防福島県支部会員 2,500円 (消費税、テキスト代含む)
一 般 3,500円 (消費税、テキスト代含む)

6. 募集人員 30～100名 (会場により定員が変わります)
定員になり次第締め切ります。

7. 申込方法

(1) 申込先 〒960-8043 福島市中町5番18号
林材業労災防止協会福島県支部
TEL 024-523-3307 FAX 024-521-1308

(2) 申込方法 **電話で予約の上**、別紙申込書に写真(縦3cm、横2.5cm)、伐木等の業務に係る特別教育の写し(カード型の修了証は両面をコピーしてください。)、免許証の写しを添えて当支部あて送付し、受講料を下記口座に振り込んで下さい。
受講票を当日受付に提示してください。

受講料振込口座

東邦銀行 本店営業部 (普通) 14449

リンザイギョウロウサイボウシキョウカイフクシマケンシブ
林材業労災防止協会福島県支部

(3) キャンセルの場合は手数料を差し引いて返金いたします。

8. 修了証交付 この研修を修了した者に対し修了証を交付します。
遅刻、早退者には修了証を交付いたしません。

9. 携行品 筆記用具、下肢の切創防止用保護衣(ズボン型、チャップスどちらでも可)。防護衣の貸し出しもあります。

10. その他 他の教習機関で取得された方は、**受講確認連絡票**を発行してもらい原本を提出してください。